

【新型コロナ関連】

★★★ 各種補助金や認定の手続きはお済みですか？ ★★★

問い合わせ先：津久見市役所 商工観光・定住推進課（電話）0972-82-9542

①小規模事業者等賃料支援補助金

申請期限：令和3年3月1日(月)

【概要】市内の小規模事業者等の方で、要件を満たした場合に、賃料等に対して補助をします。※対象業種の要件があります。

【対象経費】申告時に事業経費に計上している賃料等

- ・店舗家賃
- ・地代、店舗用駐車場代など
- ・リース料など

【補助額】一か月の賃料×1/3（上限2万円）の6か月分

②新型コロナウイルス感染対策支援事業補助金

申請期限：令和3年3月1日(月)

【概要】市内の店舗等で、新型コロナ感染対策を実施した事業者を対象に、感染対策にかかる経費の一部を補助します。※対象は小規模事業者の方のみとなります。

【対象経費】新型コロナウイルス感染対策にかかる以下の経費

- ・店舗等改修経費（換気設備の設置や改修、扉改修、窓設置など）
- ・備品購入費（飛沫防止パネル、自動手洗除菌装置など）
- ・原材料費（パネルなどを製作するための材料費など）
- ・広報宣伝費（対策を講じた旨を広報するものに限る）
- ・その他（キャッシュレス決済、Wi-Fi設備初期費用など）

【補助額】補助対象経費の2/3（上限10万円）

③セーフティネット保証（4号・5号・危機関連保証）

認定を受けると、大分県の「がんばろう！おおいた資金繰り応援資金」「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」の融資を利用した際に保証料が減免されます。

【要件】・4号：直近1か月の売上高が前年同月比▲20%以上
・5号：直近1か月の売上高が前年同月比▲5%以上
・危機関連保証：直近1か月の売上高が前年同月比▲15%以上

※新型コロナウイルス感染症による影響を受けているが、直近1か月で要件を満たせない場合には、他の要件を満たすことで認定を受けられる可能性があります。一度ご相談ください。

【申請方法】市に、以下の書類を提出。

- ①各種セーフティネット保証の申請書
- ②対象月の売上高が確認できる資料（売上台帳、試算表など）